

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射線取扱施設の施設検査、定期検査
主管課	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>	
<p><b>【施設検査】</b>                  文部科学省又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録検査機関)は、放射性同位元素等を取り扱う使用施設等について、使用前に施設検査を行う。具体的には、特定許可使用者又は許可廃棄業者が、一定要件を満たす放射性同位元素等を取り扱う使用施設等の設置又は変更の許可を受けた場合、当該使用施設等が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、文部科学大臣又は登録検査機関の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。</p> <p><b>【定期検査】</b>                  文部科学大臣又は登録検査機関は、放射性同位元素等を取り扱う使用施設等について、使用開始後定期的に検査を行う。具体的には、特定許可使用者又は許可廃棄業者がその使用施設等が放射線障害防止法の技術上の基準に適合しているかどうかについて、一定期間ごとに、文部科学大臣又は登録検査機関の検査を受けなければならない。</p> <p>また、登録検査機関は施設検査又は定期検査を行った場合には報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。なお、施設検査及び定期検査については、登録検査機関の登録がある場合は、当該機関が当該検査を行う。</p> <p><b>【フロー図】</b></p> <pre>                 graph LR                 A([特定許可使用者 又は許可廃棄業者]) -- "①施設検査又は 定期検査の申請" --&gt; B([登録検査機関])                 B -- "②検査の実施 ③合格証の交付" --&gt; A                 B -- "④検査結果の報告" --&gt; C([文部科学省])                 </pre>	

#### 権限付与の根拠法令(法令名・条項)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第12条の8第1項、第12条の9条第1項

公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
財団法人 原子力安全技術センター	なし	104,111,940

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	指定 <b>登録</b> その他
(登録制でない理由)	
公益法人要件	有 <b>無</b>
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	有 <b>無</b>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由)	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の16において準用する同法第41条	

更新期間の有無	(有) 無
<p>(ある場合はその期間)(ない場合はその理由)</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の16において準用する同法第41条の2及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第21条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。</p>	

## 2. 評価

<p><b>必要性</b></p> <p>以前は、放射性同位元素等を使用する場合は、文部科学大臣による書面審査に基づく許可を受けるのみでよかったが、より高い放射能を有する放射性同位元素の使用やより高性能な放射線発生装置の使用等が増加したため、施設の安全性の確実な確保を行うことを目的として、昭和55年に施設検査及び定期検査に係る制度が放射線障害防止法に導入された。上記の施設検査及び定期検査に係る制度が必要とされた背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。</p>
<p><b>有効性・効率性</b></p> <p>(有効性) (期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数: 0件</li> <li>放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数: 0件</li> </ul> <p>(得られた効果: 22年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>144件の施設検査及び222件の定期検査を実施。</li> </ul> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数: 0件</li> <li>放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数: 0件</li> </ul> <p>↓</p> <p>したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。</p> <p>(効率性) (国が実施しない方が効率的であることの分析)</p> <p>施設検査業務及び定期検査業務はその件数が膨大であり、現在業務受託する財団法人原子力安全技術センターでは複数の検査員を要している。国で検査業務を実施した場合、専門的知識を有する人材の確保が必要となるうえ、同数程度の人員に関する国費が必要となる。そのため、既に人材等を備えた機関に権限付与した方が効率的である。</p> <p>(他の主体が実施した場合との比較)</p> <p>希望する事業者等は公益法人以外でも、登録基準を満たせば登録可能である。</p> <p>(料金の妥当性)</p> <p>施設検査の料金は、検査の内容及び検査を受ける施設の規模によって定められている。変更許可に係る施設検査並びに小規模施設に係る施設検査及び定期検査については、検査にかかる実際の経費に基づき109,422円(人件費) + 115,351円(物件費) + 30,144円(管理費) = 254,917円(料金254,900円)という計算方法で算出している。</p> <p>中規模施設に係る施設検査及び定期検査については、検査にかかる実際の経費に基づき153,225円(人件費) + 161,465円(物件費) + 42,210円(管理費) = 356,900円(料金356,800円)という計算方法で算出している。</p> <p>大規模施設に係る施設検査及び定期検査については、検査にかかる実際の経費に基づき229,883円(人件費) + 242,327円(物件費) + 63,328円(管理費) = 535,538円(料金535,500円)という計算方法で算出している。</p> <p>特大規模の施設の許可及び変更許可に係る施設検査並びに定期検査については、検査にかかる実際の経費に基づき624,382円(人件費) + 882,915円(物件費) + 172,003円(管理費) = 1,679,300円(料金1,679,300円)という計算方法で算出している。</p> <p>以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。</p> <p>※具体的な積算根拠は以下に記載。  <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217209_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217209_1.pdf</a></p>
<p><b>今後の対応方針</b></p> <p>引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。</p>

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射線取扱施設の定期確認
主管課	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
<p>特定許可使用者又は許可廃棄業者は放射線量及び汚染の状況の測定結果の記録並びに放射性同位元素の使用、保管、廃棄等に係る帳簿が適切に作成・保存されているかについて、一定期間ごとに、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録定期確認機関)の確認を受けなければならない。また、登録定期確認機関は定期確認を行った場合には報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。なお、登録定期確認機関の登録がある場合は、当該機関が当該確認を行う。</p> <p>【フロー図】</p> <pre> graph LR     A(特定許可使用者 又は許可廃棄業者) -- ①定期確認の申請 --&gt; B(登録定期確認機関)     B -- ②確認の実施 --&gt; A     B -- ③定期確認 結果の報告 --&gt; C(文部科学省)     A -- ③定期確認証の交付 --&gt; A     </pre>		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第12条の10		
<b>公益法人名</b>	<b>国費の投入額 (平成22年度予算額)</b>	<b>手数料収入等 (平成22年度)</b>
財団法人 原子力安全技術センター	なし	41,641,400

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

<b>指定等の形態</b>	指定 <input checked="" type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>
(登録制でない理由)	
<b>公益法人要件</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
<b>制度に係る法人の指定・登録等の基準</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の18において準用する同法第41条	
<b>更新期間の有無</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の18で準用する同法第41条の2及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第21条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。	

## 2. 評価

<b>必要性</b>
放射線源の管理不備による紛失や、取扱いの不備による汚染の拡大等を未然に防止するため、施設の検査だけでなく、行為に関する検査を行い、日頃の安全管理が適切に行われていることを確保することを目的として、平成16年に定期確認に係る制度が放射線障害防止法に導入された。 上記の定期確認に係る制度が必要とされた背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。
<b>有効性・効率性</b>
(有効性) (期待する効果) ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 (得られた効果:22年度実績) ・223件の定期確認を実施。 ↓ ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 ↓ したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。
(効率性) (国が実施しない方が効率的であることの分析) 定期確認はその件数が膨大であり、現在業務受託する財団法人原子力安全技術センターでは複数の定期確認員を要している。国で検査業務を実施した場合、専門的知識を有する人材の確保が必要となるうえ、同数程度の人員に関する国費が必要となる。そのため、既に人材等を備えた機関に権限付与した方が効率的である。 (他の主体が実施した場合との比較) 希望する事業者等は公益法人以外でも、登録基準を満たせば登録可能である。
(料金の妥当性) 定期確認の料金は、確認を受ける施設の規模によって定められている。 小規模施設に係る定期確認については、確認にかかる実際の経費に基づき123,127円(人件費)+96,464円(物件費)+33,931円(管理費)=253,522円(料金253,500円)という計算方法で算出している。 中規模施設に係る定期確認については、確認にかかる実際の経費に基づき172,323円(人件費)+135,060円(物件費)+47,578円(管理費)=354,961円(料金354,900円)という計算方法で算出している。 大規模施設に係る定期確認については、確認にかかる実際の経費に基づき258,790円(人件費)+202,494円(物件費)+71,350円(管理費)=532,634円(料金532,600円)という計算方法で算出している。 特大規模施設に係る定期確認については、確認にかかる実際の経費に基づき698,566円(人件費)+774,655円(物件費)+193,852円(管理費)=1,667,073円(料金1,667,000円)という計算方法で算出している。 以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。 ※具体的な積算根拠は以下に記載。 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217210_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217210_1.pdf</a>
<b>今後の対応方針</b>
引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射性同位元素等に係る運搬物確認
主管課	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
<p>許可届出使用者等が放射性同位元素等を工場又は事業所の外において、鉄道、軌道、策道、無軌条電車、自動車又は軽車両により運搬する場合であって、一定の区分に応じた一定量以上の放射能を有する放射性同位元素等を運搬する場合に該当する場合は、その運搬物に関する措置が放射線障害防止法の技術上の基準に適合することについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録運搬物確認機関)の確認を受けなければならない。また、登録運搬物確認機関は運搬物確認を行った場合には報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。なお、登録運搬物確認機関の登録がある場合は、当該機関が当該確認を行う。</p> <p>【フロー図】</p> <pre> graph LR     A(許可届出使用者等) -- ①運搬物確認の申請 --&gt; B(登録運搬物確認機関)     B -- ②運搬物の確認 --&gt; A     B -- ③運搬物確認証の交付 --&gt; A     B -- ③運搬確認結果の報告 --&gt; C(文部科学省)                 </pre>		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第18条第2項		
公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
財団法人 原子力安全技術センター	なし	21,384,256

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	指定 <input type="radio"/> 登録 <input checked="" type="radio"/> その他 <input type="radio"/>
(登録制でない理由)	
公益法人要件	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の22において準用する同法第41条	
更新期間の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の22で準用する同法第41条の2及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第21条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。	

## 2. 評価

<b>必要性</b>
<p>以前から、放射性物質の運搬については、国際原子力機関(IAEA)において、放射性物質安全輸送規則が定められ、同規則が国際的にも広く各国で採用されていた。我が国においても放射性同位元素の海上、航空による輸送については、船舶安全法、航空法においてIAEA規則が取り入れられており、放射性同位元素の陸上輸送についても、国際的基準との斉合を計りつつ、安全性の確実な確保を行うことを目的として、昭和55年に運搬物確認に係る制度が放射線障害防止法に導入された。</p> <p>上記の運搬物確認に係る制度が必要とされた背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。</p>
<b>有効性・効率性</b>
<p>(有効性) (期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件</li><li>放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件</li></ul> <p>(得られた効果:22年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>496件の運搬物確認を実施。</li></ul> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"><li>放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件</li><li>放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件</li></ul> <p>↓</p> <p>したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。</p> <p>(効率性) (国が実施しない方が効率的であることの分析)</p> <p>運搬物に係る確認はその件数が膨大であり、現在業務受託する財団法人原子力安全技術センターでは複数の運搬物確認員を要している。国で確認業務を実施した場合、専門的知識を有する人材の確保が必要となるうえ、同数程度の人員に関する国費が必要となる。そのため、既に人材等を備えた機関に権限付与した方が効率的である。</p> <p>(他の主体が実施した場合との比較)</p> <p>希望する事業者等は公益法人以外でも、登録基準を満たせば登録可能である。</p> <p>(料金の妥当性)</p> <p>運搬物確認の料金は確認を受ける運搬物の放射能の数量によって定められている。</p> <p>1ペタベクレルを超えるものを輸送する場合、確認にかかる実際の経費に基づき72,281円(人件費)+42,907円(物件費)+19,912円(管理費)=135,100円(料金135,100円)という計算方法で算出している。</p> <p>1ペタベクレル以下のものを輸送する場合、確認にかかる実際の経費に基づき22,827円(人件費)+5,288円(物件費)+6,288円(管理費)=34,403円(料金34,400円)という計算方法で算出している。</p> <p>以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。</p> <p>※具体的な積算根拠は以下に記載。</p> <p><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217211_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217211_1.pdf</a></p>
<b>今後の対応方針</b>
引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射性同位元素装備機器の設計認証等
主管課	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者は、当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計並びに当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管及び運搬に関する条件について、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録認証機関)の設計認証を受けることができる。また、その構造、装備される放射性同位元素の数量等からみて放射線障害のおそれが極めて少ない一部の放射性同位元素装備機器について、文部科学大臣又は登録認証機関の特定設計認証を受けることができる。また、登録認証機関は設計認証等を行った場合には報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。なお、登録認証機関の登録がある場合は、当該機関が当該認証を行う。		
【フロー図】		
<pre> graph LR     A(放射性同位元素装備機器製造者等) -- ①設計認証等の申請 --&gt; B(登録認証機関)     B -- ②審査の実施 --&gt; A     B -- ③設計認証等 --&gt; A     B -- ④報告書の提出 --&gt; C(文部科学省)             </pre>		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第12条の2第1項		
公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
財団法人 原子力安全技術センター	なし	2,941,400

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	指定 <input checked="" type="radio"/> 登録 <input checked="" type="radio"/> その他 <input type="radio"/>
(登録制でない理由)	
公益法人要件	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条	
更新期間の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の2及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第21条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。	

## 2. 評価

<b>必要性</b>
<p>以前は、放射性同位元素を使用する場合、密封された放射性同位元素でごく少量のものを除き、あらかじめ許可を受けなければならなかった。しかし、放射性同位元素の使用形態として、放射性同位元素を装備しているものの、機器自体で十分な遮蔽が行われたものが多用されるようになったため、同一設計に基づき多くの機器が作られるものであり、かつ、機器から外に出る放射線の量もごく少ない機器については、一件ごとに許可を受けさせるのではなく、あらかじめ機器自体の安全性について十分に確認することで、使用の際の手続の簡素化を行うことを目的として、昭和55年に設計認証等に係る制度が放射線障害防止法に導入された。 上記の設計認証等に係る制度が必要とされた背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。</p>
<b>有効性・効率性</b>
<p>(有効性) (期待する効果) ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 (得られた効果:22年度実績) ・14件の設計認証を実施。 ↓ ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 ↓ したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。</p> <p>(効率性) (国が実施しない方が効率的であることの分析) 設計認証及び特定設計認証は放射性同位元素等に関する専門的知識が必要不可欠であり、現在業務受託する財団法人原子力安全技術センターにおいても複数の設計認証員を雇用して業務に当たっている。国で認証業務を実施した場合、新たな専門的知識を有する人材の確保など、新たな国費が必要となる。そのため、既に人材等を備えた機関に権限付与した方が効率的である。</p> <p>(他の主体が実施した場合との比較) 希望する事業者等は公益法人以外でも、登録基準を満たせば登録可能である。</p> <p>(料金の妥当性) 特定設計認証及び設計認証の料金は、認証にかかる実際の経費に基づき130,508円(人件費)+43,671円(物件費)+35,952円(管理費)=210,131円(料金210,100円)という計算方法で算出しており、妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公開している。 ※具体的な積算根拠は以下に記載。 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217208_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217208_1.pdf</a></p>
<b>今後の対応方針</b>
<p>引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。</p>

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射線取扱主任者試験
主管課	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>	
<p>許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるために、放射線取扱主任者を選任する義務がある。放射線取扱主任者となるためには、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録試験機関)の行う試験に合格し、かつ文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録資格講習機関)の行う放射線取扱主任者講習に合格しなければならない。また、登録試験機関は放射線取扱主任者試験を実施したときは報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。なお、登録試験機関の登録がある場合は、当該機関が当該試験を行う。</p> <p>【フロー図】</p> <pre> graph LR     A(受験者) -- ① 放射線取扱主任者試験の申請 --&gt; B(登録試験機関)     B -- ② 試験の実施 --&gt; A     B -- ③ 試験結果の報告 --&gt; C(文部科学省)     C -- ④ 結果の通知 --&gt; A     </pre>	
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第35条第2項	
公益法人名	国費の投入額(平成22年度予算額)
財団法人 原子力安全技術センター	なし
	手数料収入等(平成22年度)
	98,833,000

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	指定 <input checked="" type="radio"/> 登録 <input checked="" type="radio"/> その他
(登録制でない理由)	
公益法人要件	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由)	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の26	
更新期間の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由)	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の28で準用する同法第41条の2及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第21条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。	

## 2. 評価

<b>必要性</b>
放射性同位元素等の使用等に係る安全確保を目的として、昭和32年に放射線障害防止法が制定された。その中で、放射性同位元素等を取り扱う事業者に対しては、放射性同位元素等の取扱いについて専門的知識を有する放射線取扱主任者を選任することが義務づけられ、放射線取扱主任者の職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有するかどうかを判定することを目的として、放射線取扱主任者試験に係る制度が導入された。 上記の放射線取扱主任者試験に係る制度が必要とされた背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。
<b>有効性・効率性</b>
(有効性) (期待する効果) ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 (得られた効果:22年度実績) ・第1種・第2種合わせて6,523人が放射線取扱主任者試験を受験し、2,211人が合格。 ↓ ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 ↓ したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。
(効率性) (国が実施しない方が効率的であることの分析) 放射線取扱主任者試験はその受験者が多く、年間約6,500人が受験している。そのための業務量は膨大であり、国で当該業務を実施した場合、新たな人材の確保等に関する国費が必要となる。そのため、既に人材等を備えた機関に権限付与した方が効率的である。 (他の主体が実施した場合との比較) 希望する事業者等は公益法人以外でも、登録基準を満たせば登録可能である。
(料金の妥当性) 放射線取扱主任者試験の料金は試験の種類によって定められている。 第1種放射線取扱主任者試験については、試験にかかる実際の経費に基づき5,411円(人件費)+7,066円(物件費)+1,491円(管理費)=13,968円(料金13,900円)という計算方法で算出している。 第2種放射線取扱主任者については、試験にかかる実際の経費に基づき3,864円(人件費)+5,048円(物件費)+1,065円(管理費)=9,977円(料金9,900円)という計算方法で算出している。 以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。 ※具体的な積算根拠は以下に記載。 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217212_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217212_1.pdf</a>
<b>今後の対応方針</b>
引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射線取扱主任者になるための資格講習
主管課	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>	
<p>許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止について監督を行わせるために、放射線取扱主任者を選任する義務がある。放射線取扱主任者となるためには、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録試験機関)の行う試験に合格し、かつ文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(登録資格講習機関)の行う放射線取扱主任者講習に合格しなければならない。また、登録資格講習機関は資格講習を実施した場合には報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。なお、登録資格講習機関の登録がある場合は、当該機関が当該講習を行う。</p> <p>【フロー図】</p>	

#### 権限付与の根拠法令(法令名・条項)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第35条第2項

公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
財団法人 原子力安全技術センター	なし	68,377,850
社団法人 日本アイソトープ協会	なし	61,360,300
財団法人 電子科学研究所	なし	24,540,000

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	指定 <input checked="" type="radio"/> 登録 <input checked="" type="radio"/> その他
(登録制でない理由)	
公益法人要件	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由)	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の30	
更新期間の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由)	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の32で準用する同法第41条の2及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第21条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。	

## 2. 評価

<b>必要性</b>
以前は、放射線取扱主任者の資格を取得するには、科学技術庁長官の実施する試験に合格すればよかったが、放射性同位元素の利用の拡大や、利用形態の多様化に伴い、より十分な安全確保が主任者に求められるようになったことや、主任者試験の受験者、合格者が増加する中で、学生のように実務経験のない者が増加したことから、主任者の質を確保し、放射性同位元素等を取り扱う事業所における安全性の確実な確保を行うことを目的として、昭和55年に資格講習に係る制度が放射線障害防止法に導入された。 上記の資格講習に係る制度が必要とされた背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。
<b>有効性・効率性</b>
(有効性) (期待する効果) ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 (得られた効果:22年度実績) ・72回の放射線取扱主任者資格講習を実施。 ・1,458人が放射線取扱主任者資格講習を受講。 ↓ ・放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件 ・放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件 ↓ したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。
(効率性) (国が実施しない方が効率的であることの分析) 放射線取扱主任者資格講習はその受講者が多く、現在4法人において年間で合計72回(平成22年度)の資格講習を実施している。国が当該講習を実施した場合、当該事務に係る新たな人員に関する国費が必要となるほか、放射性同位元素等の使用施設における実習等が課されているため、当該施設の借料等の新たな費用が発生する。そのため、既に人材、施設等を備えた機関に権限付与した方が効率的である。 (他の主体が実施した場合との比較) 希望する事業者等は公益法人以外でも、登録基準を満たせば登録可能である。
(料金の妥当性) 登録資格講習の料金は受講する講習の種類ごとに、講習にかかる実際の経費に基づいて各登録資格講習機関が定めている。
【財団法人 原子力安全技術センター】 第2種放射線取扱主任者講習については、講習にかかる実際の経費に基づき46,214円(人件費)+39,471円(物件費)+12,866円(管理費)=98,551円(料金98,500円)という計算方法で算出している。 第3種放射線取扱主任者講習については、講習にかかる実際の経費に基づき48,305円(人件費)+47,440円(物件費)+13,448円(管理費)=89,193円(料金89,100)という計算方法で算出している。
【社団法人 日本アイソトープ協会】 第1種放射線取扱主任者講習については、講習にかかる実際の経費に基づき71,768円(人件費)+78,040円(物件費)+12,353円(施設費)=162,161円(外税)(料金170,205円)という計算方法で算出している。 第3種放射線取扱主任者講習については、講習にかかる実際の経費に基づき38,234円(人件費)+43,687円(物件費)+8,140円(施設費)=90,061円(外税)(料金94,500円)という計算方法で算出している。
【財団法人 電子科学研究所】 第2種放射線取扱主任者講習については、講習にかかる実際の経費に基づき50,471円(人件費)+10,629円(物件費)+40,200円(施設費)=101,300円(外税)(料金100,000円)という計算方法で算出している。 第3種放射線取扱主任者講習については、講習にかかる実際の経費に基づき51,875円(人件費)+11,125円(物件費)+26,800円(施設費)=89,800円(外税)(料金90,000円)という計算方法で算出している。
以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。 ※具体的な積算根拠は以下に記載。 <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217213_1.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217213_1.pdf</a> <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217213_2.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217213_2.pdf</a> <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217213_3.pdf">http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afieldfile/2011/03/21/1217213_3.pdf</a>

今後の対応方針

引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射線取扱主任者に係る定期講習
主管課	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

事務・事業の内容	
<p>許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、選任している放射線取扱主任者に対して、一定期間ごとに文部科学大臣の登録を受けた者(登録定期講習機関)が行う放射線取扱主任者の資質の向上を図るための講習を受けさせなくてはならない。また、登録定期講習機関は定期講習を実施した場合には報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>【フロー図】</p> <pre> graph LR     A(放射線取扱主任者) -- "① 定期講習の申請" --&gt; B(登録定期講習機関)     B -- "② 講習の実施" --&gt; A     B -- "③ 定期講習結果報告" --&gt; C(文部科学省)             </pre>	

#### 権限付与の根拠法令(法令名・条項)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第35条第2項

公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
財団法人 原子力安全技術センター	なし	10,770,800
社団法人 日本アイソトープ協会	なし	8,162,830
財団法人 電子科学研究所	なし	3,142,000
社団法人 日本放射線技師会	なし	225,000

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	指定 <input checked="" type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由)	
公益法人要件	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の34	
更新期間の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第41条の38で準用する同法第41条の2及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第21条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。	

## 2. 評価

### 必要性

以前は放射線取扱主任者の資格取得後の専門的知識の維持・向上や必要な情報収集は放射線取扱主任者自身の自発的な研修参加等による研鑽に任されていたが、放射線の利用や管理に関する技術的事項は、新たな科学的知見、新たな装置や技術、新たな利用形態等、時代の進歩とともに大幅に変化し、またそれに合わせて関係法令も改正が行われているため、当該法令改正等に対応して新たに発生又は変更される実務の詳細や、他の事業者が起こした事故から得られた知見の周知による再発の防止等の安全の確保を確実にを行うことを目的として、平成16年に定期講習に係る制度が放射線障害防止法に導入された。

上記の定期講習に係る制度が必要とされた背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。

### 有効性・効率性

#### (有効性)

##### (期待する効果)

- 放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件
- 放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件  
(得られた効果:22年度実績)

- 72回の放射線取扱主任者定期講習を実施。
- 1,505人が放射線取扱主任者定期講習を受講。

↓

- 放射線障害防止法の線量限度を超える被ばく件数:0件
- 放射性同位元素に係る防護を破る盗取及び妨害破壊行為の件数:0件

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

#### (効率性)

##### (国が実施しない方が効率的であることの分析)

放射線取扱主任者定期講習はその受講者が多く、現在4法人において年間で合計72回の講習を実施している。国が当該実講習を実施した場合、当該事務に係る新たな人員に関する国費が必要となるほか、専門的な知見を有する講師を新たに確保する必要があるため、既に人材、施設等を備えた機関に権限付与した方が効率的である。

##### (他の主体が実施した場合との比較)

希望する事業者等は公益法人以外でも、登録基準を満たせば登録可能である。

##### (料金の妥当性)

定期講習の料金は講習に実際にかかる経費に基づいて各登録定期講習機関が定めている。

##### 【財団法人 原子力安全技術センター】

密封された放射性同位元素のみを使用する者にかかる講習については、講習にかかる実際の経費に基づき8,054円(人件費)+5,628円(物件費)+2,263円(管理費)=15,945円(料金15,500円)という計算方法で算出している。

密封されていない放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する者にかかる講習については、講習にかかる実際の経費に基づき8,054円(人件費)+6,132円(物件費)+2,263円(管理費)=16,449円(料金16,000円)という計算方法で算出している。

放射性同位元素等の販売・賃貸を行う者にかかる講習については、講習にかかる実際の経費に基づき8,054円(人件費)+4,236円(物件費)+2,263円(管理費)=14,553円(料金15,000円)という計算方法で算出している。

##### 【社団法人 日本アイソトープ協会】

定期講習にかかる経費について、講習にかかる実際の経費に基づき3,900円(人件費)+12,298円(物件費)=16,198円(料金17,000円(消費税を含む。))という計算方法で算出している。

##### 【財団法人 電子科学研究所】

密封された放射性同位元素のみを使用する者にかかる講習については、講習にかかる実際の経費に基づき6,720円(人件費)+3,167円(物件費)+4,000円(施設費)=13,887円(外税)(料金14,000円)という計算方法で算出している。

密封されていない放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する者にかかる講習については、講習にかかる実際の経費に基づき7,140円(人件費)+3,167円(物件費)+4,233円(施設費)=14,540円(外税)(料金15,000円)という計算方法で算出している。

放射性同位元素等の販売・賃貸を行う者にかかる講習については、講習にかかる実際の経費に基づき6,000円(人件費)+3,167円(物件費)+3,600円(施設費)=12,767円(外税)(料金13,000円)という計算方法で算出している。

##### 【社団法人 日本放射線技師会】

定期講習にかかる経費について、講習にかかる実際の経費に基づき1,357円(人件費)+10,912円(物件費)+3,503円(施設費)=15,322円(料金15,000円)という計算方法で算出している。

以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。

※具体的な積算根拠は以下に記載。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koueki/04031001/\\_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214_1.pdf)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koueki/04031001/\\_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214_2.pdf)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koueki/04031001/\\_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214_3.pdf)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koueki/04031001/\\_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/koueki/04031001/_icsFiles/afiedfile/2011/03/21/1217214_4.pdf)

### 今後の対応方針

引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	放射線業務従事者に係る放射線管理記録(線量記録、健康診断記録)の管理保管
主管課	科学技術・学術政策局 原子力安全課放射線規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-8	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>	
放射性同位元素等取扱事業者等は、法令に基づき放射線業務従事者の放射線管理記録についての保存義務があるが、保存機関が5年を超えた場合等に指定記録保存機関に引き渡すことが出来る。また、施設を廃止する際には、放射性同位元素等取扱事業者等は放射線管理記録を指定記録保存機関に引き渡さなければならない。また、指定記録保存機関は、放射線業務従事者等からの記録の照会に対して回答を行う。	
<b>【フロー図】</b>	

<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 第20条第4項第7号ただし書、第22条第2項第3号ただし書、第26条第1項第9号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令第2条		
公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
財団法人 放射線影響協会	なし	21,003,485

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) 放射線業務従事者の被ばく線量等の放射線管理記録については、相当の長期にわたるデータを一元的かつ適切に管理を行い、その散逸を防止することが必要であるため、管理保管機関は指定による単一の法人である必要がある。	
公益法人要件	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令第4条(指定の基準)	
更新期間の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 本制度は中立・公正な業務遂行可能性を事前審査により厳格に判定しており、また、放射線管理記録の一元的管理の観点から数年単位で法人が替わることは好ましくないため、更新期間を設定せずに実施機関を指定する方が望ましい。なお、法人へは文部科学省へ提出される事業報告書等を通じて実施状況の確認を行っており、不適切な実施が認められる場合は、引渡し機関省令第13条により指定解除の措置を行うなど、適正な実施を担保している。	

## 2. 評価

### 必要性

放射性同位元素等取扱施設等における放射線業務従事者の被ばく線量等の放射線管理記録については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、各々の放射性同位元素等取扱事業者等がその記録及び保管を実施することになっているが、放射性同位元素等取扱事業者等に永久に保管させた場合、放射線使用施設等の廃止時等に放射線管理記録が散逸する可能性があり、また放射性業務従事者が他の職場に転出又は離職した場合に放射線管理記録の追跡が困難になること等から、放射線業務従事者の放射線管理記録の管理・保管及び散逸防止を図るため、放射線業務従事者一人ひとりの放射線管理記録を一元的に把握・管理する必要がある。

上記の放射線管理記録を一元的に把握・管理する必要がある背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。

### 有効性・効率性

#### (有効性)

##### (期待する効果)

- ・RI事業者から引き渡された、放射線業務従事者に係る放射線管理記録の管理保管を行う
- ・放射線業務従事者等からの記録の照会に対して、適切に回答を行う

##### (得られた効果:22年度実績)

- ・平成22年度放射線管理記録の保存件数:3,470件(平成22年度)
- ・放射線業務従事者等からの記録の照会に対する回答件数:3件(平成22年度)

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

#### (効率性)

##### (国が実施しない方が効率的であることの分析)

記録保存業務においては引き渡された件数は膨大であり、現在業務受託する財団法人放射線影響協会では保管倉庫やシステム等の設備投資を行っており、その作業には複数の職員を充てている。国で記録保管業務を実施した場合、必要な設備投資等が新たに求められるほか、専用の人員も必要になる。また、放射線管理記録については、当省のみならず、経済産業省及び厚生労働省でも担当していることから、既に設備等を備えた機関に権限付与し、一体的に業務処理を行った方が効率的である。

##### (他の主体が実施した場合との比較)

代替案として、放射性同位元素等に関する専門知識・技術を有する民間企業による実施を検討する。

代替案を措置することを想定した場合、それによる効果は特段想定できない一方、記録保管依頼件数が安定的でないため業務による収入が不安定な本事業は、受託民間企業の撤退・交替の潜在的可能性を秘めており、検査機関の交替ごとに新たなノウハウ構築や検査員教育・設備投資等の新規コストが発生し、RI事業者等の支払う手数料に反映されることにより、負担増を招く可能性がある。また、相当の長期にわたるデータを一元的かつ適切に管理を行い、その散逸を防止する本事業においては、そもそもの趣旨からして指定記録保存機関の交替は望ましくない。

以上を勘案すると、代替案が現行より優れているとは言えない。

#### (料金の妥当性)

現在の手数料については、指定法人が実施している「RI被ばく線量登録管理制度」に加入している事業者と加入していない事業者でその手数料が分かれている。

前者については、記録の保管に係る経費がRI被ばく線量登録管理制度の負担金に実費相当が含まれている。

後者については、当該事務に実際に必要な経費から、約840円(記録経費)+約670円(電算機維持経費)+約2,060円(人件費)+約430円(管理費)=4,000円という計算方法により算出している(平成23年10月改定)。

以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。

#### 【当該法人を指定する妥当性】

当該法人に対しては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令第11条に基づき提出される事業報告書の確認を行い、また必要に応じてヒアリング等を実施しているが、当該事務の実施に当たり問題は発生しておらず、妥当である。

なお、現在にいたるまで、当該法人以外からの申請はない。

### 今後の対応方針

引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。なお、放射線管理記録の適切な保管等が引き続き適切に実施されることが重要であり、必要に応じて、指定法人に対する指導監督を行う。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	試験研究用原子炉等の放射線管理記録の管理保管
主管課	科学技術・学術政策局 原子力安全課原子力規制室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標8	原子力の安全の確保
施策目標8-1	原子力安全対策、核物質の防護及び環境放射能の把握

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
<p>原子力事業者等は、法令に基づき放射線業務従事者の放射線管理記録についての保存義務があるが、保存期間が5年を超えた場合等に指定記録保存機関に引き渡すことができる。また、原子力施設を廃止する際には、原子力事業者等は放射線管理記録を指定記録保存機関に引き渡さなければならない。また、指定記録保存機関は、放射線業務従事者等からの記録の照会に対して回答を行う。</p>		
【フロー図】		
<pre> graph LR     A([原子力事業者等]) -- "②放射線管理記録の引渡し" --&gt; B([指定記録保存機関])             </pre>		
①放射線管理記録の保存義務	③放射線管理記録の管理保管、記録の照会に対する回答	
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条第5項 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項 核原料物質の使用に関する規則第3条第5項 放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令第2条		
公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
財団法人放射線影響協会	なし	2,146,583

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	<input checked="" type="radio"/> 指定	<input type="radio"/> 登録	<input type="radio"/> その他
(登録制でない理由)			
放射線業務従事者の被ばく線量等の放射線管理記録については、相当の長期にわたるデータを一元的かつ適切に管理を行い、その散逸を防止することが必要であるため、管理保管機関は指定による単一の法人である必要がある。			
公益法人要件	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	
(公益法人要件を設けている理由)			
制度に係る法人の指定・登録等の基準	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由)			
放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令第4条			
更新期間の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由)			
本制度は中立・公正な業務遂行可能性を事前審査により厳格に判定しており、また、放射線管理記録の一元的管理の観点から数年単位で法人が替わることは好ましくないため、更新期間を設定せずに実施機関を指定する方が望ましい。なお、法人へは文部科学省へ提出される事業報告書等を通じて実施状況の確認を行っており、不適切な実施が認められる場合は、引渡し省令第13条により指定解除の措置を行うことができるなど、適正な実施を担保している。			

## 2. 評価

### 当該事務・事業の必要性

原子力施設等における放射線業務従事者の被ばく線量等の放射線管理記録については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、各々の原子力事業者等がその記録及び保管を実施することになっているが、原子力事業者等に永久に保管させた場合原子力施設の廃止時等に放射線管理記録が散逸する可能性があり、また放射線業務従事者が他の職場に転出又は離職した場合に放射線管理記録の追跡が困難になること等から、放射線業務従事者の放射線管理記録の管理保管及び散逸防止を図るため、放射線業務従事者一人ひとりの放射線管理記録を一元的に把握・管理する必要性がある。

上記の放射線管理記録を一元的に把握・管理する必要がある背景は現在も変わっておらず、当該事務は現在もその必要性を有している。

### 当該事務・事業の有効性・効率性

#### 【有効性】

(期待する効果)

- ・原子力事業者等から引き渡された、放射線業務従事者に係る放射線管理記録の管理保管を行う
  - ・放射線業務従事者等からの記録の照会に対して、適切に回答を行う
- (得られた効果:22年度実績)
- ・放射線管理記録受理件数(延べ):6,788件
  - ・放射線業務従事者等からの記録の照会件数:1,783件

↓  
従って、期待していたとおりの効果が得られているため、有効であるといえる。

#### 【効率性】

(国が実施しない方が効率的であることの分析)

記録保存業務においては引き渡された件数は膨大であり、現在業務受託する財団法人放射線影響協会では保管倉庫やシステム等の設備投資を行っており、その作業には複数の職員を充てている。国で記録保管業務を実施した場合、必要な設備投資等が新たに求められるほか、専用の人員も必要になる。また、放射線管理記録については、当省のみならず、経済産業省及び厚生労働省でも担当していることから、既に設備等を備えた機関に権限付与し、一体的に業務処理を行った方が効率的である。

(他の主体が実施した場合との比較)※*指定制のみ*

代替案として、原子力分野に関する専門知識・技術を有する民間企業による実施を検討する。代替案を措置することを想定した場合、それによる効果は特段想定できない一方、記録保管依頼件数が安定的でない等のため業務による収入が不安定な本事業は、受託民間企業の撤退・交替の潜在的可能性を秘めており、検査機関の交替ごとに新たなノウハウ構築や検査員教育・設備投資等の新規コストが発生し、原子力事業者等の支払う手数料に反映されることにより、負担増を招く可能性がある。また、相当の長期にわたるデータを一元的かつ適切に管理を行い、その散逸を防止する本事業においては、そもそもの趣旨からして指定記録保存機関の交替は望ましくない。

以上を勘案すると、代替案が現行より優れているとは言えない。

(料金の妥当性)

現在の手数料については、指定法人が実施している「被ばく線量登録管理制度」に加入している事業者と加入していない事業者でその手数料が分かれている。

前者については、各年度毎に概算・精算を行い、実費を事業者が負担する方法で運営している。後者については、当該事務に実際に必要な経費から、約840円(記録経費)+約670円(電算機維持経費)+約2,060円(人件費)+約430円(管理費)=4,000円という計算方法により算出している(平成23年10月改定)。

以上より、現在法人が設定している手数料は妥当である。また、これらの情報はホームページ上でも公表している。

#### 【当該法人を指定する妥当性】

当該法人に対しては、放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令第11条に基づき提出される事業報告書の確認を行い、また必要に応じてヒアリング等を実施しているが、当該事務の実施に当たり問題は発生しておらず、妥当である。

なお、現在にいたるまで、当該法人以外からの申請はない。

### 今後の対応方針

引き続き、当該法人による当該事務を継続する。なお、放射線管理記録の適切な保管等が引き続き適切に実施されることが重要であり、必要に応じて、指定法人に対する指導監督を行う。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	特定放射光施設の共用促進
主管課	研究振興局 基盤研究課量子放射線研究推進室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標9	基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備
施策目標9-3	科学技術振興のための基盤の強化

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(以下「共用法」という。)に基づき、登録施設利用促進機関が、施設利用研究の利用者選定及び利用支援を行うものである。		
<b>【フロー図】</b> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre>                     graph LR                         A([特定放射光施設利用者 (SPring-8, SACL A利用者)]) -- "①利用課題申請、利用ニーズ要請、技術相談要請、利用上の相談" --&gt; B([登録施設利用促進機関])                         B -- "②利用課題の選定業務、技術支援、情報支援" --&gt; A                 </pre> </div>		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律 第8条第1項		
<b>公益法人名</b>	<b>国費の投入額 (平成22年度予算額)</b>	<b>手数料収入等 (平成22年度)</b>
財団法人 高輝度光科学研究センター	1,036,613,000円	当該事務・事業にかかる手数料収入は、ない。

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

<b>指定等の形態</b>	指定 <input checked="" type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>
(登録制でない理由)	
<b>公益法人要件</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
<b>制度に係る法人の指定・登録等の基準</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその基準) 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律 第11条 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則 第8条	
<b>更新期間の有無</b>	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(ある場合はその期間) 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第14条により、5年毎に更新を受けなければ、効力を失うと定められている。	

## 2. 評価

<b>必要性</b> <p>特定放射光施設である大型放射光施設「SPring-8」及びX線自由電子レーザー施設「SACLA」(平成24年3月共用開始予定)は世界的に卓越した性能を有する最先端研究基盤であって、これらの施設は施設設置者の研究者のみならず広く国内外の多様な研究者等に開放し、その共用を促進することが重要である。そのため、専ら研究を行う機関である施設設置者(理化学研究所)とは異なる第三者機関(登録施設利用促進機関)に対して、公平・公正な利用者選定及び利用者支援を行わせることにより、施設の幅広い共用を促進することなどを目的として、共用法が定められ、当該法律に基づき本事業が実施されている。</p> <p>↓</p> <p>したがって、我が国が誇る世界最先端施設の中立・公正な共用の促進の観点から、本事業は必要である。</p>
<b>有効性・効率性</b> <p><b>(有効性)</b> <b>(期待する効果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・SPring-8利用採択課題数(共用ビームライン分):1,470課題程度(平成23年度見込)</li><li>・SPring-8産業利用採択課題数(共用ビームライン分):250課題程度(上記採択課題のうち数)(平成23年度見込)</li><li>・査読あり論文発表登録数(SPring-8全体):750報程度(平成23年SPring-8論文登録データベースへの将来的な登録数見込み)</li><li>・国内外の施設利用課題申請者への適切な対応、利用者への支援業務等の適切な対応。</li></ul> <p><b>(得られた効果:22年度実績)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・SPring-8利用採択課題数(共用ビームライン):1,393課題(平成22年度)</li><li>・SPring-8産業利用課題採択数(共用ビームライン):295課題(上記採択課題のうち数)(平成22年度)</li><li>・査読あり論文発表登録数(SPring-8全体):539報(H23.6.30時点の平成22年SPring-8論文登録データベース登録数)</li><li>・国内外の施設利用課題申請者(約1900名)への対応、利用者への支援業務等に適切に対応した。</li></ul> <p>↓</p> <p>以上より、期待していた通りの効果が得られているため、本事業は有効かつ効率的である。</p>
<b>【効率性】</b> <p>(国が実施しない方が効率的であること分析)</p> <p>国で同事業を実施する場合、特定放射光施設で実施している選定及び利用支援については、放射光科学技術に係る専門的な知識・経験を有する研究実施相談者、安全管理者等について十分な人員及び業務推進経費が国の体制として新たに必要となる。そのため、放射光施設の利用促進業務を適切に行うための十分な体制やノウハウを有している機関に権限を付与し、業務を遂行することが効率的である。</p> <p>(料金の妥当性)</p> <p>手数料等を徴収していない。</p>
<b>【当該法人を指定する妥当性】※指定制のみ</b>
<b>今後の対応方針</b> <p>引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。</p>

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務
主管課	研究開発局 開発企画課 核不拡散・保障措置室

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標10	科学技術の戦略的重点化
施策目標10-5	原子力分野の研究・開発・利用の推進

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
保障措置とは、核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動のこと。 日・IAEA保障措置協定等の国際約束に基づく保障措置を適切に実施するため、核物質の在庫量等の情報に関する整理及び解析業務等を、原子炉等規制法に基づき指定された、実施機関に行わせるもの。		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の10		
<b>公益法人名</b>	<b>国費の投入額 (平成22年度予算額)</b>	<b>手数料収入等 (平成22年度)</b>
財団法人 核物質管理センター	403,844,000円	なし

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

<b>指定等の形態</b>	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) 本業務は、国が国際約束を履行する上で極めて重要な位置を占める業務であるため、その信頼性、公正性の確保には万全を期す必要があるため。	
<b>公益法人要件</b>	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(公益法人要件を設けている理由) 情報処理業務の実施機関においては、検査情報を取り扱うことから、公正・中立な性格を有する機関である必要がある。したがって、営利を目的としない公正・中立な業務運営を目的とした公益法人の要件を設けたものである。	
<b>制度に係る法人の指定・登録等の基準</b>	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 原子炉等規制法第61条の12	
<b>更新期間の有無</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 法人は膨大な数の保障措置関連データを処理し文部科学省に報告をしていることから、日常的に業務状況の確認をすることが可能であり、また、不適切な実施が認められる場合は法61条の21により指定解除の措置を行うなど、適正な実施を担保しているため更新期間を設けていない。	

## 2. 評価

<b>当該事務・事業の必要性</b>
日・IAEA保障措置協定等の国際約束に基づくIAEA等に核物質等の情報の申告を行うためには、事業者から提出される膨大な情報を解析・処理しなければならないため、本事業は必要である。
<b>当該事務・事業の有効性・効率性等</b>
<b>【有効性】</b> (期待する効果) 毎年、IAEAによる保障措置実施報告書において、我が国の「すべての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との保障措置結論を得ること。 (得られた効果:22年度実績) 平成22年 データ処理件数:484, 121件 ↓ 膨大な数の保障措置関連データを処理することにより、文部科学省は、膨大な数の保障措置関連データを整理したうえIAEAに提示することができ、結果として平成22年度のIAEAによる保障措置実施報告書において我が国のすべての核物質が平和的活動の中にとどまっているとの結論を得たので有効であるといえる。
<b>【効率性】</b> (国が実施しない方が効率的であることの分析) 保障措置業務の強化等に対応することにより増加する保障措置関連業務について適切に対応するため、既に定型化しており裁量の余地のない業務については、民間機関(公益法人)を活用することにより、国でなければ行い得ないものに重点化することにより、業務の迅速な処理や信頼性の向上を図るため。  (他の主体が実施した場合との比較)※ <i>指定制のみ</i> 原子炉等規制法第61条の12に定められている基準を満たす事業者であれば、他の法人においても実施することができる。
<b>【当該法人を指定する妥当性】</b> ※ <i>指定制のみ</i>  原子炉等規制法第61条の12に定められている基準を満たす事業者であるため、妥当である。
<b>今後の対応方針</b>
引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	スポーツ振興投票対象試合開催機構が行う業務
主管課	スポーツ・青少年局 スポーツ・青少年企画課

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標11	スポーツの振興
施策目標11-2	生涯スポーツ社会の実現

#### (2) 事務・事業の概要

**事務・事業の内容**

・国から指定を受けたスポーツ振興投票対象試合開催機構(以下「機構」という。)は、サッカーの試合(機構の社員が保有するプロサッカーチーム相互の試合)を計画的・安定的に開催する。あわせて、機構は、試合に出場する選手・監督・コーチ・審判員の登録等を行い、また、競技規則を定める。  
 ・機構が開催する試合の中から、独立行政法人日本スポーツ振興センター(スポーツ振興投票の実施主体)が、スポーツ振興投票の対象となる試合を指定するのを受け、機構は、当該試合の結果を確定しセンターへ通知する。

```

    graph TD
      A([文部科学大臣]) -- 機構の指定 --> B[スポーツ振興投票対象試合開催機構]
      B -- 対象試合の指定 --> C[独立行政法人日本スポーツ振興センター]
      C -- 試合結果の通知 --> B
    
```

**スポーツ振興投票対象試合開催機構**

- ・試合の開催
- ・試合結果の確定
- ・選手・監督・コーチ・審判員の登録等
- ・競技規則の制定

**独立行政法人日本スポーツ振興センター**

- ・スポーツ振興投票の発売、払戻等

#### 権限付与の根拠法令(法令名・条項)

スポーツ振興投票(toto)の実施等に関する法律 第23条

公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
社団法人日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)	0円	0円

(3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) スポーツ振興投票制度は、機構が「独自に開催」するサッカー試合の中から独立行政法人日本スポーツ振興センターがスポーツ振興投票(toto)の対象試合を指定し、当該センターがスポーツ振興投票券の発売等を行うという構成となっている。このうち、機構は、国民の信頼を確保し、かつ民間の自発的な意思により自主的に組織・運営する必要がある。 一方、スポーツ振興投票が円滑かつ効果的に実施されるためには、機構の実施する投票の対象となる試合が、競技規則に基づいて公正に行うことを担保する必要がある。 このような要件を満たすためには、サッカーの試合を公正かつ円滑に実施することができる公益法人を文部科学大臣が指定し、必要な監督を行うこととする、いわゆる指定法人制度をとることが適当である。	
公益法人要件	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(公益法人要件を設けている理由) 上記のとおり、機構は、国民の信頼を確保し、かつ民間の自発的な意思により自主的に組織・運営されることが必要である。 一方、スポーツ振興投票(toto)が円滑かつ効果的に実施されるためには、機構の実施する投票の対象となる試合が、競技規則に基づいて公正に行われることを担保する必要がある。 上記の要件を満たすためには、サッカーの試合を公正かつ円滑に実施することができる公益法人を指定することが適当である。	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 法律第23条第1項において、「サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人であって、次条に規定する業務(すなわち当該事務・事業)を公正かつ円滑に行うことができる」と認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り指定することができる。」という基準を設けている。	
更新期間の有無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 当該事務・事業を行う主体には、①自らサッカーの試合を実施できる人的組織を有すること、②投票制度を効果的に運用するためには、試合そのものが、国民の興味と関心と呼ぶのに十分な水準であることが必要であり、当該主体は、高い競技水準を備えたチームを保有する者が、相互に連帯して組織化される必要があること、③チームの保有者が連帯するためには、チームの保有者自らが、組織の一員として、主体的に試合そのものを運営することなどが求められる。 Jリーグの試合が、高い競技水準を備えたJリーグの社員が保有するサッカーチームの間で行われているなど上記①～③のシステムを制度に取り入れているため、当該事務・事業は、Jリーグが行うことが妥当であり、このようなシステムを制度に取り入れているものは、我が国には存在しないと考えられる。従って、更新期間が無くとも指定の公平・公正が担保可能と考えられる。 なお、Jリーグが、この法律の規定により刑に処せられるに至ったときなどは、文部科学大臣が指定を取り消すことが可能となっており、当該事務・事業の適正な実施を担保している。	

## 2. 評価

<b>当該事務・事業の必要性</b>
当該事務・事業は、スポーツの振興のために必要な資金を得ることを目的とするスポーツ振興投票(toto)の公正、円滑かつ効果的な実施を確保するため必要不可欠なものである。仮に当該事務・事業が行われなかった場合、スポーツ振興投票が実施できず、スポーツ振興のために必要な資金(toto助成金)を得ることができなくなり、法律の目的を果たすことが不可能となる。
<b>当該事務・事業の有効性・効率性等</b>
<b>【有効性】</b> (期待する効果) 当該事務・事業によって、スポーツ振興投票(toto)が、公正、円滑かつ効果的に実施され、スポーツの振興のために必要な資金(toto助成金)を得ることができる。  (得られた効果:22年度実績) 22年度は、東日本大震災というやむを得ない事情により、サッカーの試合が開催されなかった時期を除き、当該事務・事業が機構(Jリーグ)により計画的、安定的に実施された。それによって、スポーツ振興投票が公正、円滑かつ効果的に実施され、(独)日本スポーツ振興センターが、スポーツの振興のために必要な資金(toto助成金)約161億円を確保したところである。
<b>【効率性】</b> (国が実施しない方が効率的であることの分析) スポーツ振興投票制度は、機構が「独自に開催」するサッカーの試合の中から独立行政法人日本スポーツ振興センターがスポーツ振興投票の対象試合を指定する構成としている。 仮に機構に代わってこのサッカーの試合の開催を始めとする当該事務・事業を国が実施する場合、国は、これまで実施したことのない「サッカーの試合の計画的・安定的な開催」「サッカーチームの選手、監督、コーチ、審判員の登録・抹消」「サッカーの試合の競技規則の規定」等を行うこととなり、これらの事務・事業を本来業務としている機構が実施する場合に較べて非効率となる。  (他の主体が実施した場合との比較) 当該事務・事業を行う主体には、①自らサッカーの試合を実施できる人的組織を有すること、②投票制度を効果的に運用するためには、試合そのものが、国民の興味と関心と呼ぶのに十分な水準であることが必要であり、当該主体は、高い競技水準を備えたチームを保有する者が、相互に連帯して組織化される必要があること、③チームの保有者が連帯するためには、チームの保有者自らが、組織の一員として、主体的に試合そのものを運営することなどが求められる。 現在、Jリーグの試合が、高い競技水準を備えたJリーグの社員が保有するサッカーチームの間で行われているなど上記①～③のシステムを制度に取り入れているが、このようなシステムを制度に取り入れているものは、我が国には存在しないと考えられる。 そのため、当該事務・事業を他の主体が実施する場合、上記①～③のシステムを制度に取り入れた上で実施する必要がある、元々それらを取り入れているJリーグが実施する場合に較べて非効率となる。
<b>【当該法人を指定する妥当性】</b> 当該事務・事業を行う主体には、①自らサッカーの試合を実施できる人的組織を有すること、②投票制度を効果的に運用するためには、試合そのものが、国民の興味と関心と呼ぶのに十分な水準であることが必要であり、当該主体は、高い競技水準を備えたチームを保有する者が、相互に連帯して組織化される必要があること、③チームの保有者が連帯するためには、チームの保有者自らが、組織の一員として、主体的に試合そのものを運営することなどが求められる。 Jリーグの試合が、高い競技水準を備えたJリーグの社員が保有するサッカーチームの間で行われているなど上記①～③のシステムを制度に取り入れているため、当該事務・事業は、Jリーグが行うことが妥当である。
<b>今後の対応方針</b>
引き続き、当該法人による当該事業の実施を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	私的録音補償金を受ける権利の行使
主管課	文化庁長官官房著作権課

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標12	文化による心豊かな社会の実現
施策目標12-4	文化芸術振興のための基盤の充実

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
著作権法第30条第2項及び第102条第1項で準用される場合の著作権者及び著作隣接権者が私的録音補償金を受ける権利において、当該権利者へ支払われる私的録音補償金を徴収し、権利者へ分配すること。また、その指定管理団体は補償金のうち、政令で定める割合に相当する額を著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出すること(共通目的基金)。		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
著作権法 第104条の2第1項		
<b>公益法人名</b>	<b>国費の投入額 (平成22年度予算額)</b>	<b>手数料収入等 (平成22年度)</b>
一般社団法人私的録音補償金管理協会	なし	49,270,069

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

<b>指定等の形態</b>	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) 個々の著作権者及び著作隣接権者の権利である私的録音補償金を受ける権利を、特定の者が一元的に行使する方がコストの低減が図られるなど合理的であることから、包括的権利として一つの団体に集中的に行使させるために、構成員に係る法定要件である第104条の3第2項を満たし、権利行使の実効性及び正当性を担保できる団体に対して、文化庁長官がその同意を得て指定する必要があるため。	
<b>公益法人要件</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
<b>制度に係る法人の指定・登録等の基準</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 著作権法 第104条の3	
<b>更新期間の有無</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 当該業務については、要件を満たす限りにおいて、更新の必要なく権利行使することを保証される必要があるため。	

### 2. 評価

<b>当該事務・事業の必要性</b>
当該事業の対象とする私的録音補償金については、個々の著作権者及び著作隣接権者が行使すべきであるものの、私的録音のように利用者が非常に多くまた広範囲に分布する利用形態においては、権利者個人がこれらの利用を把握し、補償金を徴収することは困難であり、また権利者側としても各利用者からの補償金の徴収・分配に係る事務を負担することは困難である。このように私的録音に係る補償金を円滑に徴収・分配するためには権利者を代表する団体による集中管理と執行が必要である。

## 当該事務・事業の有効性・効率性等

### 【有効性】

(期待する効果)

・著作権者及び著作隣接権者の代表として、権利行使を行い、私的録音補償金の徴収及び分配を実施すること。また、その一部を共通目的事業として、支出すること。

(得られた効果:22年度実績)

・電子情報技術産業協会及び日本記録メディア工業会等を通じて、権利行使を行い、私的録音補償金の徴収及び権利者に対する分配を実施。

・徴収総額:336,805,217円

・権利者分配額:276,994,037円

・共通目的基金支出:69,876,211円

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

### 【効率性】

(国が実施しない方が効率的であることの分析)

国で同業務を実施する場合、著作権及び著作隣接権に係る専門的な知識・経験を有した十分な人員及び業務推進経費を新たに必要とすることとなる。そのため、当該事務・事業を適切に行うための十分な体制と手法を有する機関に権限を付与し、業務を遂行することが効率的である。

(他の主体が実施した場合との比較)

当該業務を行使する団体の構成員に係る法定要件である第104条の3第2項を満たす必要があり、該当する団体が他に存在しないことから、比較することができない。

(料金の妥当性)

手数料の設定は、補償金関係業務の執行に関する規程において、補償金の総額から還付引当金を控除した後の20%以内を上限とし、そのうち当該管理業務について必要最低限の金額を徴収することとしている。同様に著作権等の集中管理を実施する著作権等管理事業の報酬の一般的料率と同等であることから、妥当である。また、この関係業務規程は著作権法第104条の7に基づき、文化庁長官に届け出ることとなっており、文部科学省HP上でも公開している。

【当該法人を指定する妥当性】

当該団体は一般社団法人日本音楽著作権協会、社団法人日本芸能実演家団体協議会及び一般社団法人日本レコード協会を構成員としており、当該業務を行使する団体の構成員に係る法定要件である第104条の3第2項を満たす唯一の団体である。

## 今後の対応方針

上記を踏まえ、引き続き当該法人による当該事務・事業を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	私的録画補償金を受ける権利の行使
主管課	文化庁長官官房著作権課

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標12	文化による心豊かな社会の実現
施策目標12-4	文化芸術振興のための基盤の充実

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
著作権法第30条第2項及び第102条第1項で準用される場合の著作権者及び著作隣接権者が私的録画補償金を受ける権利において、当該権利者へ支払われる私的録画補償金を徴収し、権利者へ分配すること。また、その指定管理団体は補償金のうち、政令で定める割合に相当する額を著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出すること(共通目的基金)。		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
著作権法 第104条の2第1項		
<b>公益法人名</b>	<b>国費の投入額 (平成22年度予算額)</b>	<b>手数料収入等 (平成22年度)</b>
一般社団法人私的録画補償金管理協会	なし	146,000,000

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

<b>指定等の形態</b>	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) 個々の著作権者及び著作隣接権者の権利である私的録画補償金を受ける権利を、特定の者が一元的に行使する方がコストの低減が図られるなど合理的であることから、包括的権利として一つの団体に集中的に行使させるために、構成員に係る法定要件である第104条の3第2項を満たし、権利行使の実効性及び正当性を担保できる団体に対して、文化庁長官がその同意を得て指定する必要があるため。	
<b>公益法人要件</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
<b>制度に係る法人の指定・登録等の基準</b>	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 著作権法 第104条の3	
<b>更新期間の有無</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 当該業務については、要件を満たす限りにおいて、更新の必要なく権利行使することを保証される必要があるため。	

### 2. 評価

<b>当該事務・事業の必要性</b>
当該事業の対象とする私的録画補償金については、個々の著作権者及び著作隣接権者が行使すべきであるものの、私的録画のように利用者が非常に多くまた広範囲に分布する利用形態においては、権利者個人がこれらの利用を把握し、補償金を徴収することは困難であり、また権利者側としても各利用者からの補償金の徴収・分配に係る事務を負担することは困難である。このように私的録画に係る補償金を円滑に徴収・分配するためには権利者を代表する団体による集中管理と執行が必要である。

## 当該事務・事業の有効性・効率性等

### 【有効性】

(期待する効果)

・著作権者及び著作隣接権者の代表として、権利行使を行い、私的録音補償金の徴収及び分配を実施すること。また、その一部を共通目的事業として、支出すること。

(得られた効果:22年度実績)

・電子情報技術産業協会及び日本記録メディア工業会等を通じて、権利行使を行い、私的録音補償金の徴収及び権利者に対する分配を実施。

・徴収総額:2,577,866,389円

・権利者分配額:1,943,858,458円

・共通目的基金支出:326,983,911円

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

### 【効率性】

(国が実施しない方が効率的であることの分析)

国で同業務を実施する場合、著作権及び著作隣接権に係る専門的な知識・経験を有した十分な人員及び業務推進経費を新たに必要とすることとなる。そのため、当該事務・事業を適切に行うための十分な体制と手法を有する機関に権限を付与し、業務を遂行することが効率的である。

(他の主体が実施した場合との比較)

当該業務を行使する団体の構成員に係る法定要件である第104条の3第2項を満たす必要があり、該当する団体が他に存在しないことから、比較することができない。

(料金の妥当性)

手数料の設定は、補償金関係業務の執行に関する規程において、補償金の総額から還付引当金を控除した後の20%を上限とし、そのうち当該管理業務について必要最低限の金額を徴収することとしている。同様に著作権等の集中管理を実施する著作権等管理事業の報酬の一般的料率と同等であることから、妥当である。また、この規程は著作権法第104条の7に基づき、文化庁長官に届け出ることとなり、文部科学省HP上でも公開している。

【当該法人を指定する妥当性】

当該団体は私的録音著作権者協議会、社団法人日本芸能実演家団体協議会及び一般社団法人日本レコード協会を構成員としており、当該業務を行使する団体の構成員に係る法定要件である第104条の3第2項を満たす唯一の団体である。

## 今後の対応方針

上記を踏まえ、引き続き当該法人による当該事務・事業を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	実演家に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配業務
主管課	文化庁長官官房著作権課

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標12	文化による心豊かな社会の実現
施策目標12-4	文化芸術振興のための基盤の充実

#### (2) 事務・事業の概要

事務・事業の内容		
放送事業者及び有線放送事業者が実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行う場合に、当該実演に係る実演家へ支払われる二次使用料を徴収し、権利者へ分配すること。		
権限付与の根拠法令(法令名・条項)		
著作権法 第95条第5項		
公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
社団法人日本芸能実演家団体協議会	なし	398,912,940

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由)	
実演家の権利である商業用レコード二次使用料を受ける権利は報酬請求権であり、著作権法上の他の許諾権に比べ交渉力が弱く、一元的に権利行使を行うことが合理的であること、また特定の者が一元的に処理することにより、利用者側もコスト低減を図ることができることから、包括的権利として一つの団体に集中的に行使させることが適当である。このことから、実演家の相当数を構成員とし、権利行使の実効性及び正当性を担保できる団体を文化庁長官がその同意を得て指定する必要があるため。	
公益法人要件	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
制度に係る法人の指定・登録等の基準	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由)	
著作権法 第95条第6項	
更新期間の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由)	
当該業務については、要件を満たす限りにおいて、更新の必要なく権利行使することを保証される必要があるため。	

### 2. 評価

当該事務・事業の必要性
当該事業の対象とする二次使用料については、個々の実演家の報酬請求権であるが、レコードを利用するたびに放送事業者等が個別に実演家を確認した上で使用料を決定し、支払うことは実務上困難であり、また実演家側としても各放送事業者との使用料の決定・徴収・分配に係る事務を負担することは困難である。このように商業用レコードの二次利用を円滑かつ適切に行うためには権利者を代表する団体による集中管理と執行が必要である。

## 当該事務・事業の有効性・効率性等

### 【有効性】

(期待する効果)

・実演家の代表として、権利行使を行い、各種放送事業者及び各種有線放送事業者との協議の上、二次使用料を取り決め、その徴収及び分配を実施すること。

(得られた効果:22年度実績)

・(社)日本民間放送連盟、日本放送協会をはじめとして、(社)全国有線音楽放送協会、CS放送事業者、コミュニティFM放送事業者、有線テレビジョン事業者などに対して受任した権利行使を行い、協議の上、二次使用料の取り決め、徴収及び権利者に対する分配を実施。

・徴収総額:3,989,130,073円

・権利者分配額:3,324,742,649円

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

### 【効率性】

(国が実施しない方が効率的であることの分析)

国で同業務を実施する場合、著作隣接権に係る専門的な知識・経験を有した十分な人員及び業務推進経費を新たに必要とすることとなる。そのため、当該事務・事業を適切に行うための十分な体制と手法を有する機関に権限を付与し、業務を遂行することが効率的である。

(他の主体が実施した場合との比較)

権利者の相当数を構成員とする団体である必要があり、該当する団体が他に存在しないことから、比較することができない。

(料金の妥当性)

手数料の設定は、商業用レコード二次使用料関係業務規程において20%を上限とし、そのうち当該管理業務について必要最低限の金額を徴収することとしている。同様に集中管理を実施する著作権等管理事業の報酬と同等であることから妥当である。また、この規程は著作権法施行令第47条第1項に基づき、文化庁長官に届け出ることとされており、文部科学省HP上でも公開している。

### 【当該法人を指定する妥当性】

当該団体は国内の実演家団体70団体を正会員に持つ国内唯一の総合的な実演家団体の連合体であり、当該業務の法定要件である「国内において実演家を業とする者の相当数を構成員とする団体」を満たす唯一の団体である。

## 今後の対応方針

上記を踏まえ、引き続き当該法人による当該事務・事業を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	実演家に係る商業用レコードの貸与に係る報酬の徴収及び分配業務
主管課	文化庁長官官房著作権課

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標12	文化による心豊かな社会の実現
施策目標12-4	文化芸術振興のための基盤の充実

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者が実演が録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する場合に、当該実演に係る実演家へ支払われる報酬を徴収し、権利者へ分配すること(ただし、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したレコードに限る)。		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
著作権法 第95条の3第4項		
<b>公益法人名</b>	<b>国費の投入額 (平成22年度予算額)</b>	<b>手数料収入等 (平成22年度)</b>
社団法人日本芸能実演家団体協議会	なし	200,030,523

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

<b>指定等の形態</b>	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) 実演家の権利である商業用レコードの貸与に係る報酬を受ける権利は報酬請求権であり、著作権法上の他の許諾権に比べ交渉力が弱く、一元的に権利行使を行うことが合理的であること、また特定の者が一元的に処理することにより、利用者側もコスト低減を図ることができることから、包括的権利として一つの団体に集中的に行わせるために、実演家の相当数を構成員とし、権利行使の実効性及び正当性を担保できる団体を文化庁長官がその同意を得て指定する必要があるため。	
<b>公益法人要件</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
<b>制度に係る法人の指定・登録等の基準</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 著作権法 第95条の3第5項	
<b>更新期間の有無</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 当該業務については、要件を満たす限りにおいて、更新の必要なく権利行使することを保証される必要があるため。	

### 2. 評価

<b>当該事務・事業の必要性</b>
当該事業の対象とする貸与に係る報酬については、個々の実演家の報酬請求権であるが、レコードが貸与されるたびに貸レコード業者が個別に実演家を確認した上で使用料を決定し、支払うことは実務上困難であり、また実演家側としても各貸レコード業者との使用料の決定・徴収・分配に係る事務を負担することは困難である。このように商業用レコードの貸与を円滑かつ適切に行うためには権利者を代表する団体による集中管理と執行が必要である。

## 当該事務・事業の有効性・効率性等

### 【有効性】

(期待する効果)

・実演家の代表として、権利行使を行い、貸レコード事業者との協議の上、貸与に係る報酬を取り決め、その徴収及び分配を実施すること。

(得られた効果:22年度実績)

・日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合を通じて、貸レコード事業者に対して受任した権利行使を行い、協議の上、貸与に係る報酬の取り決め、徴収及び権利者に対する分配を実施。

・徴収総額:2,000,305,329円

・権利者分配額:1,836,618,774円

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

### 【効率性】

(国が実施しない方が効率的であることの分析)

国で同業務を実施する場合、著作隣接権に係る専門的な知識・経験を有した十分な人員及び業務推進経費を新たに必要とすることとなる。そのため、当該事務・事業を適切に行うための十分な体制と手法を有する機関に権限を付与し、業務を遂行することが効率的である。

(他の主体が実施した場合との比較)

権利者の相当数を構成員とする団体である必要があり、該当する団体が他に存在しないことから、比較することができない。

(料金の妥当性)

手数料の設定は、商業用レコードの貸与に係る報酬等関係業務規程において20%を上限とし、そのうち当該管理業務について必要最低限の金額を徴収することとしている。同様に集中管理を実施する著作権等管理事業の報酬と同等であることから、妥当である。また、関係業務規程については著作権法施行令第57条の3で準用する同令第47条第1項に基づき、文化庁長官に届け出ることとなっており、文部科学省HP上でも公開している。

【当該法人を指定する妥当性】

当該団体は国内の実演家団体70団体を正会員に持つ国内唯一の総合的な実演家団体の連合体であり、当該業務の法定要件である「国内において実演家を業とする者の相当数を構成員とする団体」を満たす唯一の団体である。

## 今後の対応方針

上記を踏まえ、引き続き当該法人による当該事務・事業を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料の徴収及び分配業務
主管課	文化庁長官官房著作権課

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標12	文化による心豊かな社会の実現
施策目標12-4	文化芸術振興のための基盤の充実

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b> 放送事業者及び有線放送事業者が商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合に、当該レコードに係るレコード製作者へ支払われる二次使用料を徴収し、権利者へ分配すること。		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b> 著作権法 第97条第3項		
公益法人名	国費の投入額 (平成22年度予算額)	手数料収入等 (平成22年度)
一般社団法人日本レコード協会	なし	317,285,404

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

指定等の形態	<input checked="" type="radio"/> 指定	<input type="radio"/> 登録	<input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) レコード製作者の権利である商業用レコード二次使用料を受ける権利は報酬請求権であり、著作権法上の他の許諾権に比べ交渉力が弱く、一元的に権利行使を行うことが合理的であること、また特定の者が一元的に処理することにより、利用者側もコスト低減を図ることができることから、包括的権利として一つの団体に集中的に行使させるために、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とし、権利行使の実効性及び正当性を担保できる団体を文化庁長官がその同意を得て指定する必要があるため。			
公益法人要件	有 <input checked="" type="radio"/> 無		
(公益法人要件を設けている理由)			
制度に係る法人の指定・登録等の基準	有 <input checked="" type="radio"/> 無		
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 著作権法 第97条の第4項において準用する第95条第6項			
更新期間の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無		
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 当該業務については、要件を満たす限りにおいて、更新の必要なく権利行使することを保証される必要があるため。			

### 2. 評価

<b>当該事務・事業の必要性</b> 当該事業の対象とする二次使用料については、個々のレコード製作者の報酬請求権であるが、レコードを利用するたびに放送事業者等が個別にレコード製作者を確認した上で使用料を決定し、支払うことは実務上困難であり、またレコード製作者側としても各放送事業者との使用料の決定・徴収・分配に係る事務を負担することは困難である。このように商業用レコードの二次利用を円滑かつ適切に行うためには、権利者を代表する団体による集中管理と執行が必要である。
---

## 当該事務・事業の有効性・効率性等

### 【有効性】

(期待する効果)

・レコード製作者の代表として、権利行使を行い、各種放送事業者及び各種有線放送事業者との協議の上、二次使用料を取り決め、その徴収及び分配を実施すること。

(得られた効果:22年度実績)

・(社)日本民間放送連盟、日本放送協会をはじめとして、(社)全国有線音楽放送協会、CS放送事業者、コミュニティFM放送事業者、有線テレビジョン事業者などに対して受任した権利行使を行い、協議の上、二次使用料の取り決め、徴収及び権利者に対する分配を実施。

・徴収総額:4,160,823,073円

・権利者分配額:3,640,020,898円

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

### 【効率性】

(国が実施しない方が効率的であることの分析)

国で同業務を実施する場合、著作隣接権に係る専門的な知識・経験を有した十分な人員及び業務推進経費を新たに必要とすることとなる。そのため、当該事務・事業を適切に行うための十分な体制と手法を有する機関に権限を付与し、業務を遂行することが効率的である。

(他の主体が実施した場合との比較)

権利者の相当数を構成員とする団体である必要があり、該当する団体が他に存在しないことから、比較することができない。

(料金の妥当性)

管理手数料の設定は、商業用レコード二次使用料関係業務規程において20%を上限とし、そのうち当該管理業務について必要最低限の金額を徴収することとしている。同様に集中管理を実施する著作権等管理事業の報酬と同等であることから、妥当である。また、この規程は著作権法施行令第47条第1項に基づき、文化庁長官に届け出ることとされており、文部科学省HP上でも公開している。

### 【当該法人を指定する妥当性】

当該団体は国内のレコード製作者59団体を正会員・準会員・賛助会員に持つ国内唯一の総合的なレコード製作者団体の連合体であり、当該業務の法定要件である「国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体」を満たす唯一の団体である。

## 今後の対応方針

上記を踏まえ、引き続き当該法人による当該事務・事業を継続する。

## 国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業評価書

評価対象(事業名)	レコード製作者に係る商業用レコードの貸与に係る報酬の徴収及び分配業務
主管課	文化庁長官官房著作権課

### 1. 概要

#### (1) 関連する政策体系の目標

政策目標12	文化による心豊かな社会の実現
施策目標12-4	文化芸術振興のための基盤の充実

#### (2) 事務・事業の概要

<b>事務・事業の内容</b>		
商業用レコードの公衆への貸与を営業として行う者が商業用レコードの貸与により公衆に提供する場合に、当該レコード製作者へ支払われる報酬を徴収し、権利者へ分配すること(ただし、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したレコードに限る)。		
<b>権限付与の根拠法令(法令名・条項)</b>		
著作権法 第97条の3第6項		
<b>公益法人名</b>	<b>国費の投入額 (平成22年度予算額)</b>	<b>手数料収入等 (平成22年度)</b>
一般社団法人日本レコード協会	なし	203,637,893

#### (3) 法人の指定・登録等の基準

<b>指定等の形態</b>	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="radio"/> 登録 <input type="radio"/> その他
(登録制でない理由) レコード製作者の権利である商業用レコードの貸与に係る報酬を受ける権利は報酬請求権であり、著作権法上の他の許諾権に比べ交渉力が弱く、一元的に権利行使を行うことが合理的であること、また特定の者が一元的に処理することにより、利用者側もコスト低減を図ることができることから、包括的権利として一つの団体に集中的に行使させるために、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とし、権利行使の実効性及び正当性を担保できる団体を文化庁長官がその同意を得て指定する必要があるため。	
<b>公益法人要件</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(公益法人要件を設けている理由)	
<b>制度に係る法人の指定・登録等の基準</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその基準)(ない場合はその理由) 著作権法 第97条の3第5項により準用される第95条第6項	
<b>更新期間の有無</b>	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(ある場合はその期間)(ない場合はその理由) 当該業務については、要件を満たす限りにおいて、更新の必要なく権利行使することを保証される必要があるため。	

### 2. 評価

<b>当該事務・事業の必要性</b>
当該事業の対象とする貸与に係る報酬については、個々のレコード製作者の報酬請求権であるが、レコードが貸与されるたびに貸レコード業者が個別にレコード製作者を確認した上で使用料を決定し、支払うことは実務上困難であり、またレコード製作者側としても貸レコード業者との使用料の決定・徴収・分配に係る事務を負担することは困難である。このように商業用レコードの貸与を円滑かつ適切に行うためには権利者を代表する団体による集中管理と執行が必要である。

## 当該事務・事業の有効性・効率性等

### 【有効性】

(期待する効果)

・レコード製作者の代表として、権利行使を行い、貸レコード事業者との協議の上、貸与に係る報酬を取り決め、その徴収及び分配を実施すること。

(得られた効果:22年度実績)

・貸レコード卸代行社を通じて、貸レコード事業者に対して受任した権利行使を行い、協議の上、貸与に係る報酬の取り決め、徴収及び権利者に対する分配を実施。

・徴収総額:3,433,254,176円

・権利者分配額:3,053,154,994円

↓

したがって、期待していた通りの効果が得られているため、有効であるといえる。

### 【効率性】

(国が実施しない方が効率的であることの分析)

国で同業務を実施する場合、著作隣接権に係る専門的な知識・経験を有した十分な人員及び業務推進経費を新たに必要とすることとなる。そのため、当該事務・事業を適切に行うための十分な体制と手法を有する機関に権限を付与し、業務を遂行することが効率的である。

(他の主体が実施した場合との比較)

権利者の相当数を構成員とする団体である必要があり、該当する団体が他に存在しないことから、比較することができない。

(料金の妥当性)

手数料の設定は、商業用レコードの貸与に係る報酬等関係業務規程において20%を上限とし、そのうち当該管理業務について必要最低限の金額を徴収することとしている。同様に集中管理を実施する著作権等管理事業の報酬と同等であることから、妥当である。また、この関係業務規程は著作権法施行令第57条の3で準用する同令第47条第1項に基づき、文化庁長官に届け出ることになっており、文部科学省HP上でも公開している。

【当該法人を指定する妥当性】

当該団体は国内のレコード製作者59団体を正会員・準会員・賛助会員に持つ国内唯一の総合的なレコード製作者団体の連合体であり、当該業務の法定要件である「国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体」を満たす唯一の団体である。

## 今後の対応方針

上記を踏まえ、引き続き当該法人による当該事務・事業を継続する。